

年末年始のご案内は7面へ



接種無料 新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。本人による同意がある場合に限り、接種が行われます。

追加接種(3回目)のお知らせ

□使用するワクチン 1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、当面は薬事承認されているファイザー社製 ※今後、ワクチンの種類が追加される可能性があります。

令和3年5月に2回目の接種を完了した18歳以上の方(主に医療従事者・高齢者施設入所者^{など})に12月23日(木)に追加接種(3回目)の接種券を発送します。 ※お手元に届くまでに数日かかる見込みです。

□接種券の発送および接種の開始時期(予定) ※国からの通知により、スケジュールが変更になる場合があります。

2回目接種の終了時期	令和3年3~4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
追加接種(3回目)の接種券発送時期	令和3年11月29日	12月23日(木)	令和4年1月	2月	3月	4月	5月	6月
追加接種(3回目)の開始時期	実施中	令和4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

※2回目接種日から8カ月後の同日から接種可、ただし同日がない場合はその翌月1日から接種可(同日がない場合の例:6月30日に2回目の接種をした場合は3月1日から接種可)

□接種場所

◆**集団接種会場**

西東京市役所田無庁舎	南町5-6-13
------------	----------

接種場所が追加・変更される場合、市報やHPでお知らせします。
※医療従事者などは、お勤めの医療機関で3回目の接種を受けられる場合もあります。詳しくは、勤務先にご確認ください。

追加接種(3回目)の予約方法

当面の間、電話で西東京市新型コロナワクチンコールセンターへ
※ご予約は、追加接種(3回目)の接種券が届くまでお待ちください。
※現在予約できるのは、追加接種(3回目)の接種券が届いた、3月~5月に2回目の接種を完了した18歳以上の方(主に医療従事者・高齢者施設入所者^{など})です。

2回目接種後に西東京市へ転入した方など

①・②いずれかに当てはまる場合は、西東京市で1・2回目の接種記録を確認できないため、追加接種(3回目)用の接種券の発行には、申請が必要です。また、他にも対象となる場合があります。詳細はHP・西東京市新型コロナワクチンコールセンターへご確認ください。

対①2回目接種後に西東京市へ転入した ②海外で接種した

西東京市新型コロナワクチンコールセンター

☎03-5369-3904

FAX 042-439-6171(聴覚に障害のある方)

時(月)~(土) 午前8時30分~午後7時

※12月29日(水)~令和4年1月3日(月)・(祝)・(休)を除く

これから12歳になる方や接種を受けられなかった方へ

新たに12歳になる方、個別の事情で1回目または2回目の接種を受けられなかった方の接種の予約を、西東京市新型コロナワクチンコールセンターで随時受け付けています。

対●クーポン券(接種券)をお持ちの新たに12歳になる方 ●個別の事情で1回目または2回目の接種を受けられなかった方

※新たに12歳になる方には、誕生月の下旬に、クーポン券(接種券)を発送します。

場西東京市役所田無庁舎 ※ファイザー社製

新型コロナワクチン接種に関する専用HP

〈西東京市新型コロナワクチン掲示板〉

新型コロナワクチン接種に関する情報をお知らせしています。



生活困窮相談窓口を開設

年末年始に向けた生活困窮相談や生活保護に関する新規相談、住居確保給付金の相談などを受け付けます。
時12月29日(水)午前10時~午後3時

場生活サポート相談窓口(田無庁舎1階 福祉丸ごと相談窓口内)
▶地域共生課 ☎042-420-2809
▶生活福祉課 ☎042-460-9836

西東京市×田無警察署 特殊詐欺撲滅宣言

市と田無警察署は、誰もが安心して暮らすことができる「犯罪のない安全なまちづくり」を推進しています。

また、犯罪の中でも、特殊詐欺は、高齢の方に被害が集中し、家族のため、老後のためこれまで大切に蓄えた財産を、一瞬のうちに奪い取られるばかりか、大切な家族との信頼関係まで崩壊する場合もあり、極めて卑劣な犯罪です。絶対に許すわけにはいきません。

市と田無警察署は、特殊詐欺撲滅に向け、より一層連携・調整を強化しながら被害防止対策に取り組むとともに、市民一人一人の大切な

財産を守るべく、全力で取り組むことを宣言しました。

市民の皆さんにおかれましては、お一人お一人が特殊詐欺被害を身近なものとして捉えていただき、特殊詐欺の手口を知っていただいたうえで、日頃から対策を講じるようお願いいたします。

問田無警察署 ☎042-467-0110
▶危機管理課 ☎042-438-4005



子育て世帯へ5万円支給(条件あり)

子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯等臨時特別支援事業の一つとして、臨時・特別の一時金を支給します。

対①9月末時点で市内に住居登録があった方で、9月分の児童手当受給者の方

②新たに児童を出生し、当該児童に係る10月分以降の認定を受けた児童手当受給者の方

※①②の方が養育している平成15年4月2日~平成18年4月1日に生まれた児童も支給対象

※特例給付(児童1人につき月額5,000円)の受給者は支給対象外

申申請不要 ※対象の方には、後日ご案内をお送りします。

□支給日 12月27日(月)

□支給額 対象児童1人につき5万円

◆今後、次の方についても支給を予定しています(要申請)。

●9月末時点で市内に住居登録があった方で、9月分の児童手当受給者のうち、公務員の方

●平成15年4月2日~平成18年4月1日に生まれた児童を養育していて、保護者の所得が児童手当(本則給付)と同様未満の方

※特例給付(児童1人につき月額5,000円)の受給者は支給対象外
詳細については決まり次第、市報・市HPなどで案内予定です。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

